

## 子どもの成長段階で見る主な「子どもの生活支援対策」一覧（案）

## 子育て支援課まとめ

成長段階	子どもの生活支援対策					
未就学児	<p>＜児童扶養手当給付事業＞ ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るために、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p> <p>＜乳幼児医療給付事業＞ 住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等の窓口における自己負担の支払いをなくす乳幼児医療給付費の助成を行う市町村に対し、その一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p>（保育料等の減免）</p>	<p>＜児童養護施設等の子ども等への各種支援＞ ＜各種相談（母子・父子自立支援員、家庭児童相談室）＞ (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p> <p>＜ひとり親家庭等に対する日常生活の支援、就業支援、職業訓練等＞ (くらし保健福祉部 子ども家庭課、商工労働水産部 雇用労政課)</p>	<p>＜各種児童虐待防止対策＞ (くらし保健福祉部 子育て支援課)</p>	<p>＜子育て世代包括支援センター＞ (くらし保健福祉部 子育て支援課)</p>	
小学生	<p>＜子どもの学習支援事業＞ (生活困窮者自立支援事業) 生活困窮者世帯等の子どもに対して、学習支援や居場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援を行うほか、親に対する養育支援を実施 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p>＜就学援助＞ 生活保護法に規定する要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者に対し、学用品費等の就学援助を実施 (市町村)</p>	<p>＜ひとり親家庭等学習支援事業＞ ひとり親家庭等の児童が、経済的理由などにより、学習や進学の意欲が低下したり、十分な教育が受けられないことがないよう、学習支援を実施する市町村に対し、その一部を補助 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p>	<p>＜放課後児童クラブ等＞</p>	<p>＜スクールカウンセラーの配置＞ (教育庁 義務教育課) (市町村)</p>	<p>＜スクールソーシャルワーカーの配置＞ (教育庁 義務教育課) (市町村)</p>
中学生	<p>＜県営住宅における家賃の減免＞ (土木部 住宅政策室)</p>					
高校生等	<p>＜母子父子寡婦福祉資金貸付事業＞ ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付 (くらし保健福祉部 子ども家庭課)</p> <p>＜生活福祉資金貸付補助事業＞ (教育支援資金) 低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費等の貸付 (くらし保健福祉部 社会福祉課)</p> <p>＜生活保護＞ (県・市町の福祉事務所)</p>		<p>＜高等学校等奨学金貸与制度＞ 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 (教育庁 総務福利課)</p> <p>＜高等学校等就学支援金＞ 所得制限基準額未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給 (総務部 学事法制課、教育庁 総務福利課)</p> <p>＜奨学のための給付金事業＞ 高校生等がいる低所得世帯（住民税非課税世帯・生活保護世帯）に対し、授業料以外の教育に必要な経費について、奨学のための給付金を支給 (総務部 学事法制課、教育庁 高校教育課)</p> <p>＜高等学校入学金、授業料補助＞ 私立高校生のうち、経済的理由等により就学が困難な者に対し、入学金・授業料の一部を補助 (総務部 学事法制課)</p> <p>＜高等学校入学金、授業料減免＞ 経済的理由等により就学が困難な県立高校生に対し、入学金・授業料を減額・免除 (教育庁 総務福利課)</p>	<p>＜大学等入学時奨学金制度＞ 大学等進学に伴う経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与又は給付 (教育庁 総務福利課) ※卒業後の県内居住・就業を条件とする返還免除制度あり。</p>	<p>（日本学生支援機構等による各種奨学金制度）</p>	<p>（所得等に応じた授業料の減免制度）</p>
大学生等						
大学等卒業後		<p>＜大学等奨学金返還支援制度＞ 日本学生支援機構から無利子奨学金を借りた者が大学等卒業後に県内に本社を有する企業等へ就業し、一定の要件を満たした場合は、借り受けた奨学金の返還を支援 (教育庁 総務福利課)</p>				

※ 凡例

：金銭的支援（減免を含む）

：金銭的支援以外の支援（各種相談、意識啓発及び親の就労支援等）